

被用者年金各法における財政検証等に関する規定

◎ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） 抄

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

- 2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） 抄

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2～7 （略）

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） 抄

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

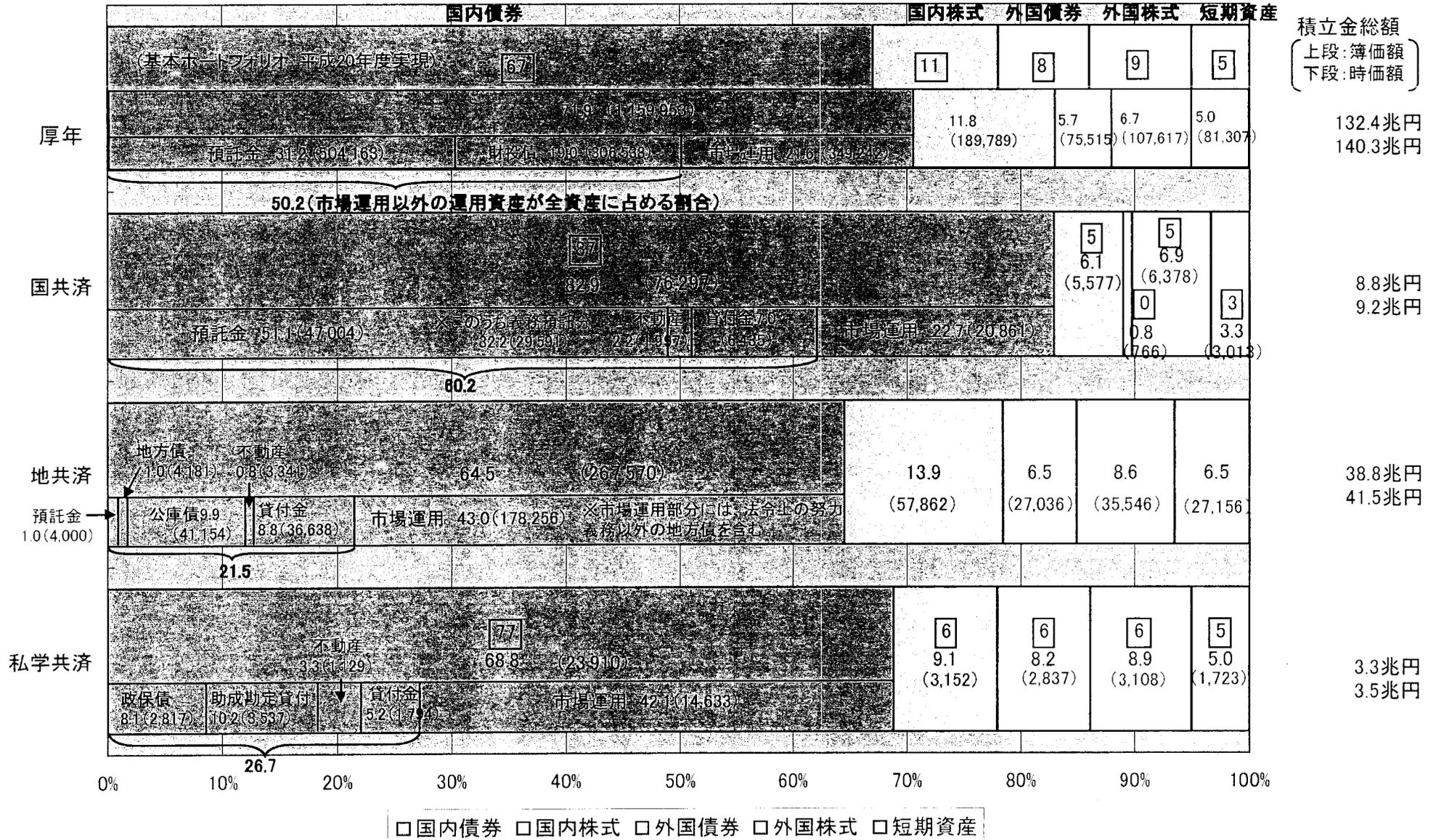
2～7 （略）

被用者年金各制度の積立金運用について

	厚生年金	国家公務員共済組合 連合会	地方公務員共済組合	私立学校 教職員共済
積立金の額 (H17年度末 簿価)	132.4兆円	8.8兆円	38.8兆円 〔地共連 14.8兆円〕 〔その他総額 24.0兆円〕	3.3兆円
運用の目的	○専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行う。	○事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的に行う。	○組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政の目的の実現に資するように、安全かつ効率的に行う。	○安全かつ効率的に行う。 (私立学校教育の振興)
運用上の予定 運用利回り	3.37%	2.5%	地方公務員共済組合連合会 3.21%	2.1%
基本的な資産 構成割合	国内債券 67% 国内株式 11 外国債券 8 外国株式 9 短期資産 5	国内債券 78% 国内株式 5 外国債券 0 外国株式 5 貸付金 6 不動産 3 短期資産 3	地方公務員共済組合連合会 国内債券 64% 国内株式 14 外国債券 10 外国株式 11 短期資産 1	国内債券 53% 国内株式 6 外国債券 6 外国株式 6 貸付金 24 短期資産 5

積立金運用に係る資産構成割合

(平成17年度末)単位: %(カッコ内:億円)

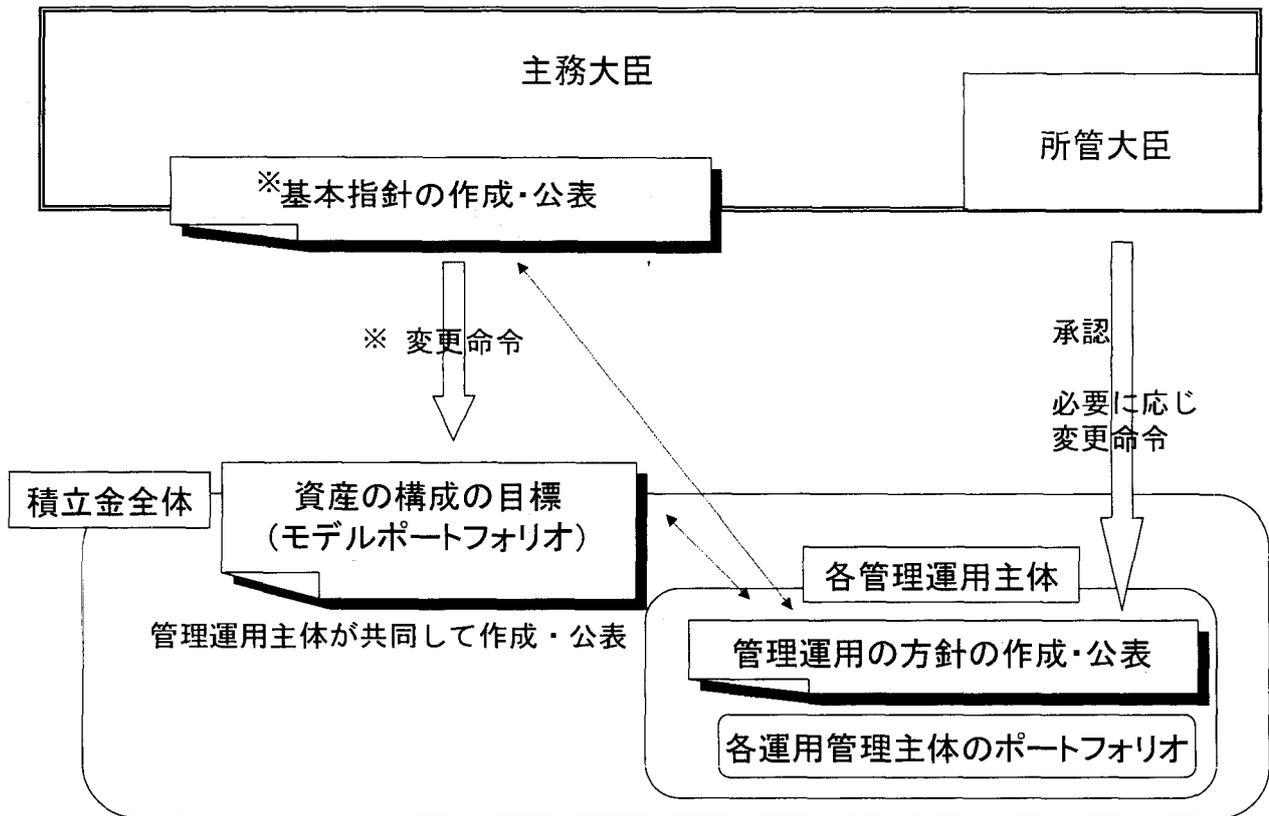


(注1)□の中の数値は、基本的な資産構成割合(ポートフォリオ)を記載。(単位:%)
 (注2)カッコ内の数値は、時価額を記載。ただし、地共済の国内債券の内訳については簿価額を記載し、時価額と簿価額の差は市場運用部分で調整。
 (注3)厚年のH17年度末の資産額には、国年の積立金額及び旧年金福祉事業団からの承継資産額を含む。
 (注4)端数処理のため計数が一致しない箇所がある。

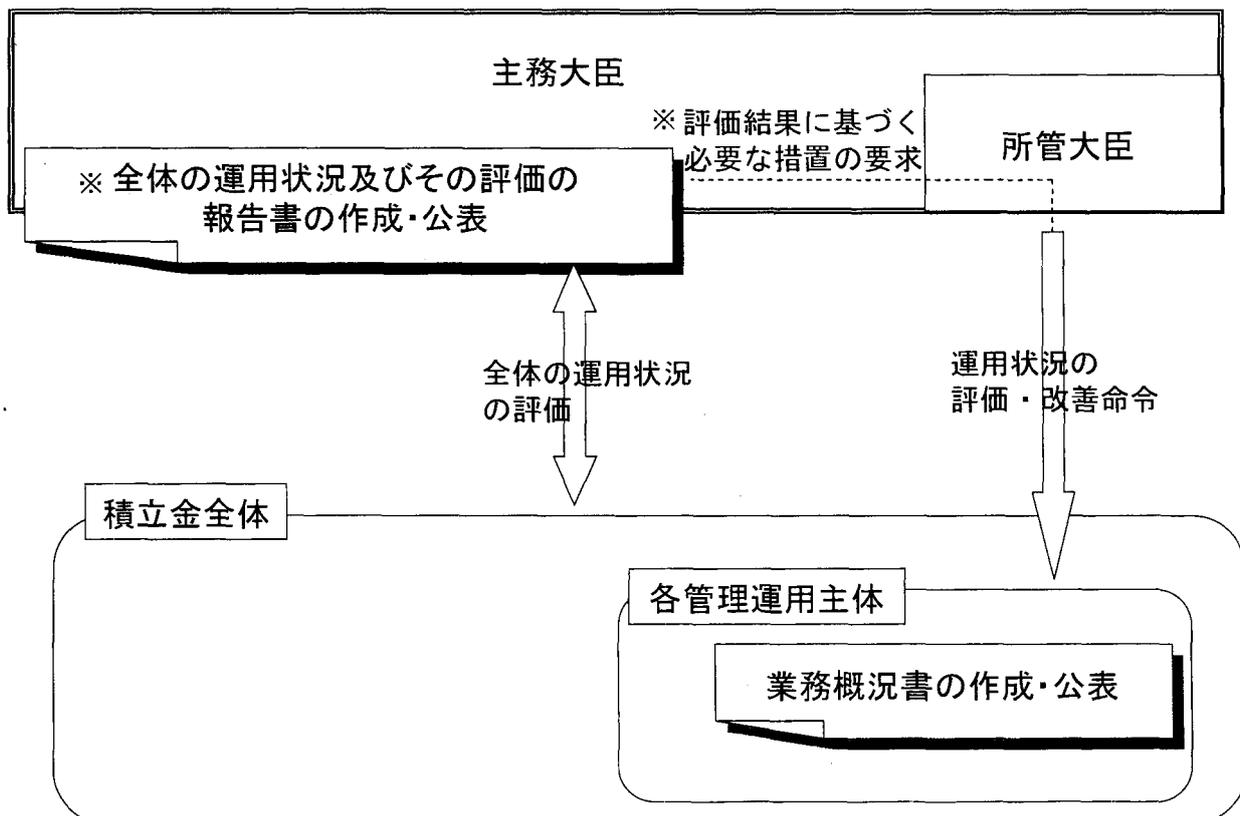
共済の独自運用について（平成17年度）

厚生年金	国家公務員共済組合連合会	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済																			
○財投改革により預託義務は廃止。 ○年金積立金による財投債の引受。（平成19年度まで）	○財政融資資金への預託義務（積立金額の34%） 29,591億円 ※義務以外も含めた預託金総額 47,004億円	○財政融資資金への預託義務（警察共済組合の積立金増加見込額のうち、国の職員に係る額の30%） 4,000億円 ○地方債・公営企業金融公庫債の購入努力義務（積立金増加額の30%） 地方債 4,181億円 公庫債 41,154億円	○政府保証債による運用義務（長期勘定の資産増加額の3分の1） 2,817億円																			
○福祉事業（組合員への貸付、その他福祉事業への貸付）等への貸付金運用 【貸付金額（平成17年度）】 （単位：億円）																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">組合員への貸付</th> <th style="width: 15%;">その他福祉事業への貸付</th> <th style="width: 15%;">助成勘定への貸付</th> <th style="width: 25%;">総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国共済連合会</td> <td style="text-align: center;">7,214</td> <td style="text-align: center;">1,184</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">8,398</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地共済</td> <td style="text-align: center;">35,365</td> <td style="text-align: center;">1,273</td> <td style="text-align: center;">36,638</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私学共済</td> <td style="text-align: center;">1,136</td> <td style="text-align: center;">658</td> <td style="text-align: center;">(私学助成) 3,537</td> <td style="text-align: center;">5,331</td> </tr> </tbody> </table>					組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額	国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398	地共済	35,365	1,273	36,638	私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331
	組合員への貸付	その他福祉事業への貸付	助成勘定への貸付	総額																		
国共済連合会	7,214	1,184	/	8,398																		
地共済	35,365	1,273		36,638																		
私学共済	1,136	658	(私学助成) 3,537	5,331																		
注1) 時価額を記載。ただし、地共済については簿価額。 注2) 端数処理のため計数が一致しない箇所がある。 出典：平成17年度事業年報、平成17年度財務諸表																						

各主体間の権限関係（事前関与） ※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議



各主体間の権限関係（事後関与） ※は、厚生労働大臣が案を作成し、他の3大臣に協議



【関係資料⑤】 職域部分の廃止

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。

- ・ 職域部分に関する規定の削除。
- ・ 新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定。【附則】

被用者年金一元化法案と新3階年金について

平成19年3月20日

被用者年金一元化等に関する役員会

- 被用者年金の一元化法案は、公的年金である1・2階の一元化及び公的年金としての職域部分の廃止のための法案であり、新3階年金については、各共済において別に法律で定めるものである。
- 被用者年金一元化法案については、1・2階の一元化に要する準備期間や、追加費用の平成20年度からの減額が盛り込まれること等を勘案すれば、今通常国会での提出が必要である。
- 他方、新3階年金については、平成22年度の職域部分の廃止と同時に実施するものであり、準備期間を考えれば本年中には成案を得て来年の通常国会に法案を提出する必要があることから、一層の精力的な検討に努めることが望まれる。
- なお、一元化法案の附則において、新3階年金については、平成19年中に検討を加えることとし、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定することが必要である。

共済年金の職域相当部分について

－ 40年加入の場合 －

[厚生年金]

(企業年金)	
夫 分	老齢厚生年金(報酬比例年金) 100,575円 <small>(330,120円 × 7.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>
	老齢基礎年金 66,008円
妻 分	老齢基礎年金 66,008円

合計 232,592円

[共済年金]

職域相当額 20,115円 <small>(330,120円 × 1.5/1000 × 40年 × 1.031 × 0.985)</small>		8.7%
夫 分	退職共済年金(報酬比例年金) 100,575円 (同左)	夫 分
	老齢基礎年金 66,008円	
妻 分	老齢基礎年金 66,008円	妻 分

合計 252,708円

※ 平成18年度価格

(注1) 年金額は、平成12年改正前の算定方式による従前額。平成6年時点における男子の推計平均標準報酬330,120円(360,000円×0.917)を年金算定上の報酬額として計算したものであり、職域相当額は、これをもとに機械的に計算したものである。

(注2) 職域相当部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務の能率的運営に資するという観点から、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、公務員の退職後の生活の安定に寄与する目的で昭和61年に設けられたものである。

(注3) 職域相当額については、その費用を負担する現職者の負担の限度、年金受給者と費用負担者の世代間のバランスの維持等から、厚生年金相当部分の2割程度、基礎年金を含めた公的年金全体の8%程度(国共済の17年度の平均支給額は1.4万円)を上積み(労使折半負担)することとしたものである。

(注4) 私学共済については、国共済に準じた給付設計がなされている。

【関係資料⑥】 追加費用の削減

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

- ・ 追加費用の削減に関する規定の整備(文官恩給、旧三共済も同様)。
【公務員共済各法等】
 - 税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が10%を上回らないこと、減額後の給付額が250万円(年額)を下回らないこととする。
 - 文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。
 - 郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

追加費用等

【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成17年度の追加費用額

国共済	4,702億円	税負担分 3,315億円 郵政等分 1,387億円
地共済	1兆1,896億円	
合計	1兆6,599億円	

- 今後の見込み

- ・平成18年度以降（国共済＋地共済） 約19兆円

（注）平成17年度末現価。なお、平成18年度は予算額、平成19年度以降は平成16年財政再計算ベース。

- 追加費用対象者数（平成17年度末） 215万人

（内訳）国共済64万人（うち郵政等分約18万人）、地共済151万人

- 平成17年度の文官恩給額

国支給	356億円
地方公共団体支給	489億円
合計	845億円

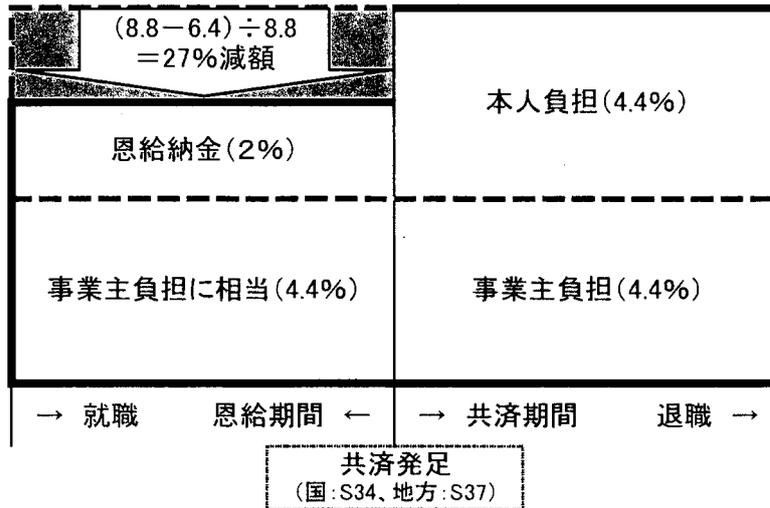
- 文官恩給対象者数（平成17年度末） 約7万人

（内訳）国支給 約3万人、地方公共団体支給 約4万人

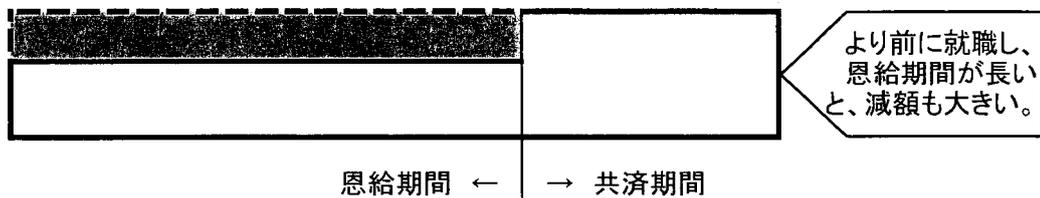
追加費用の減額について

1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例)勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% \times 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

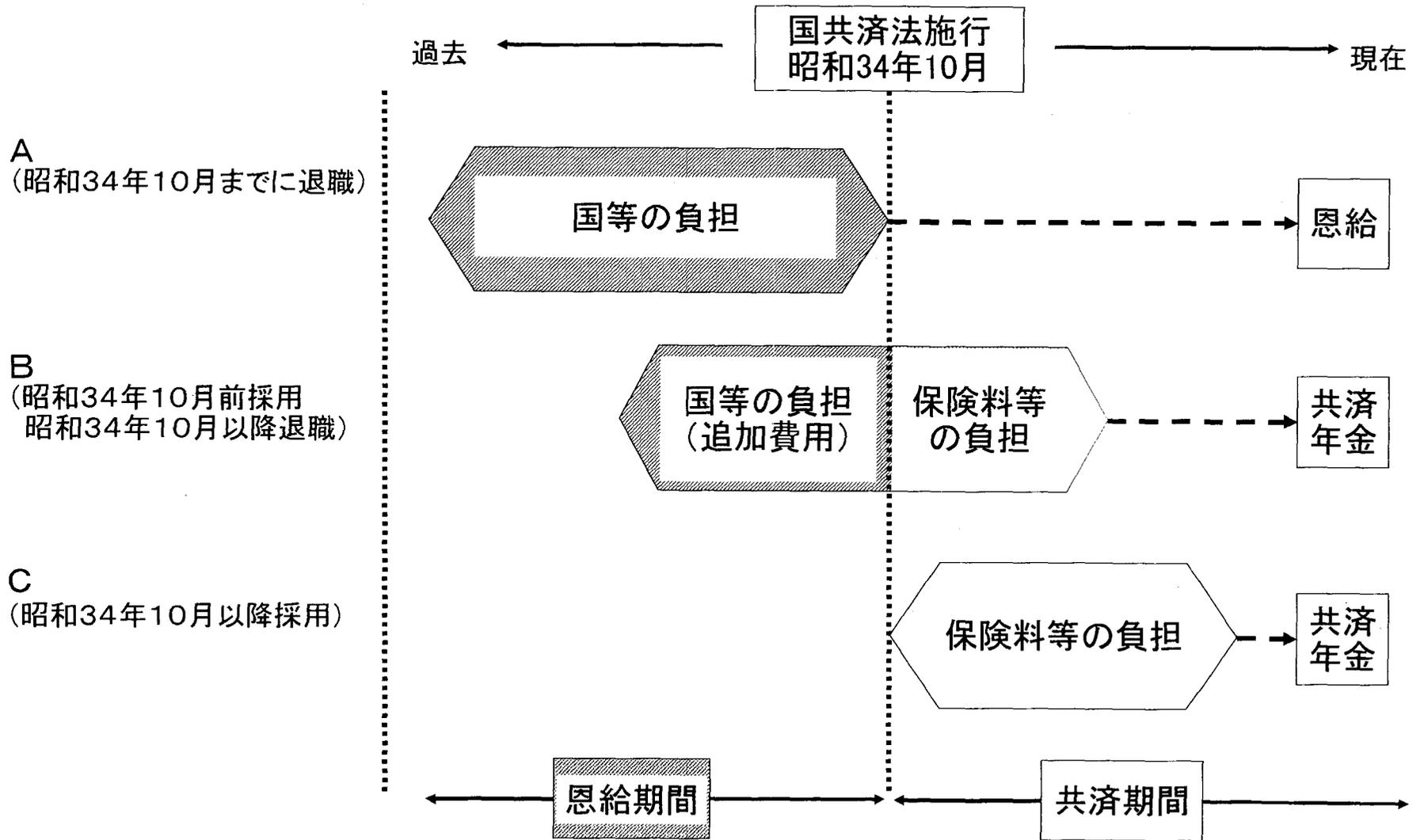
①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

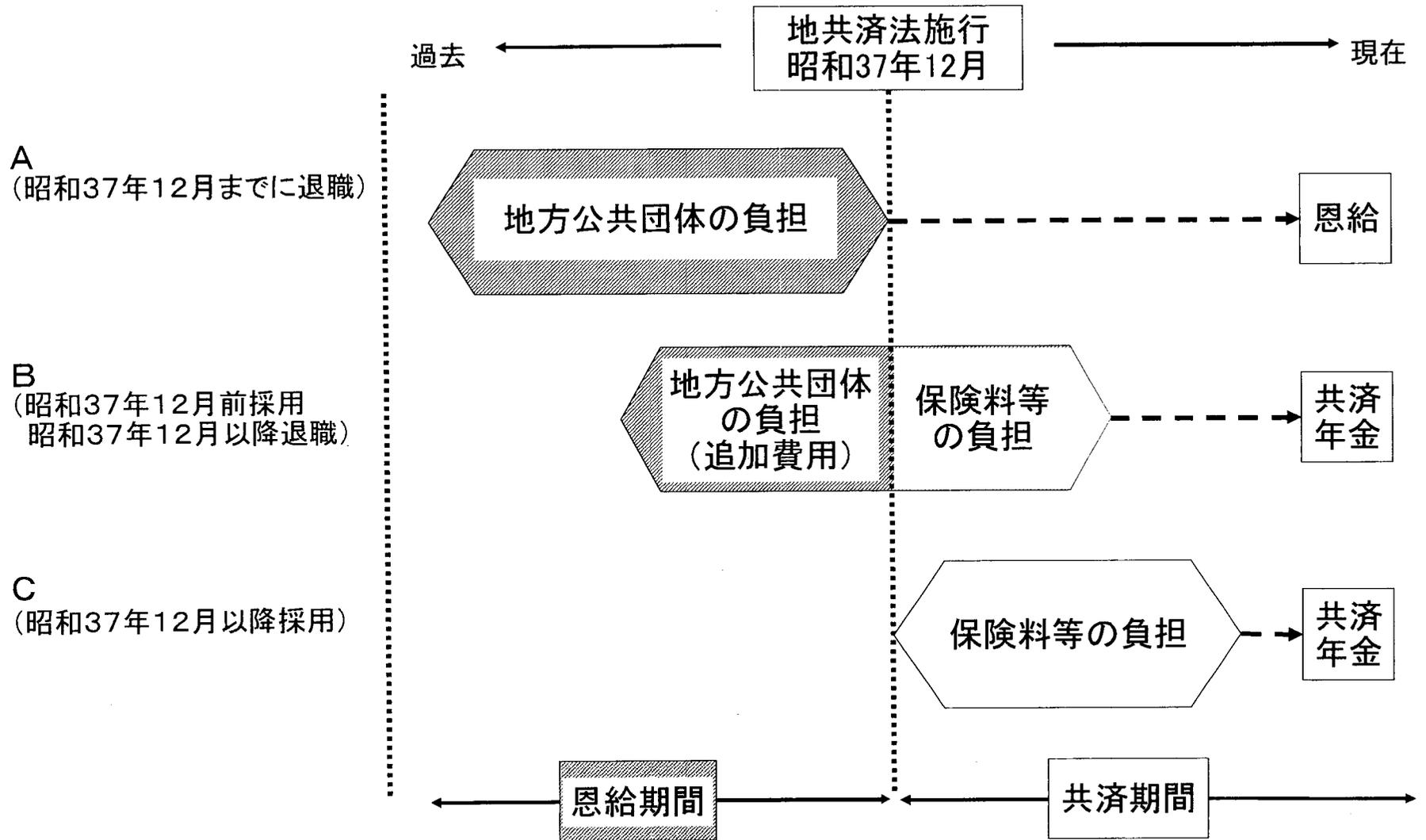
②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

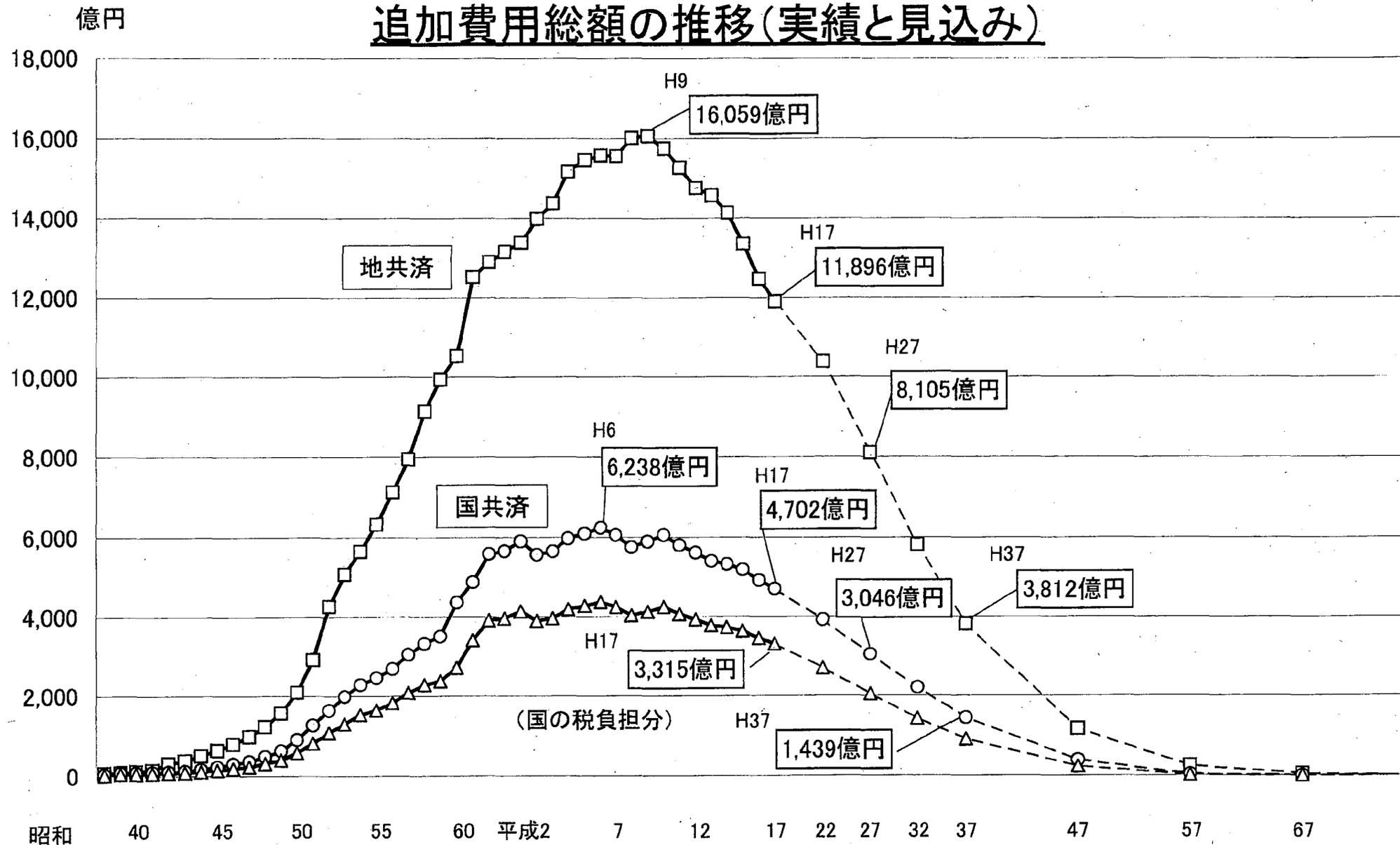
国家公務員共済年金における追加費用の概要



地方公務員共済年金における追加費用の概要

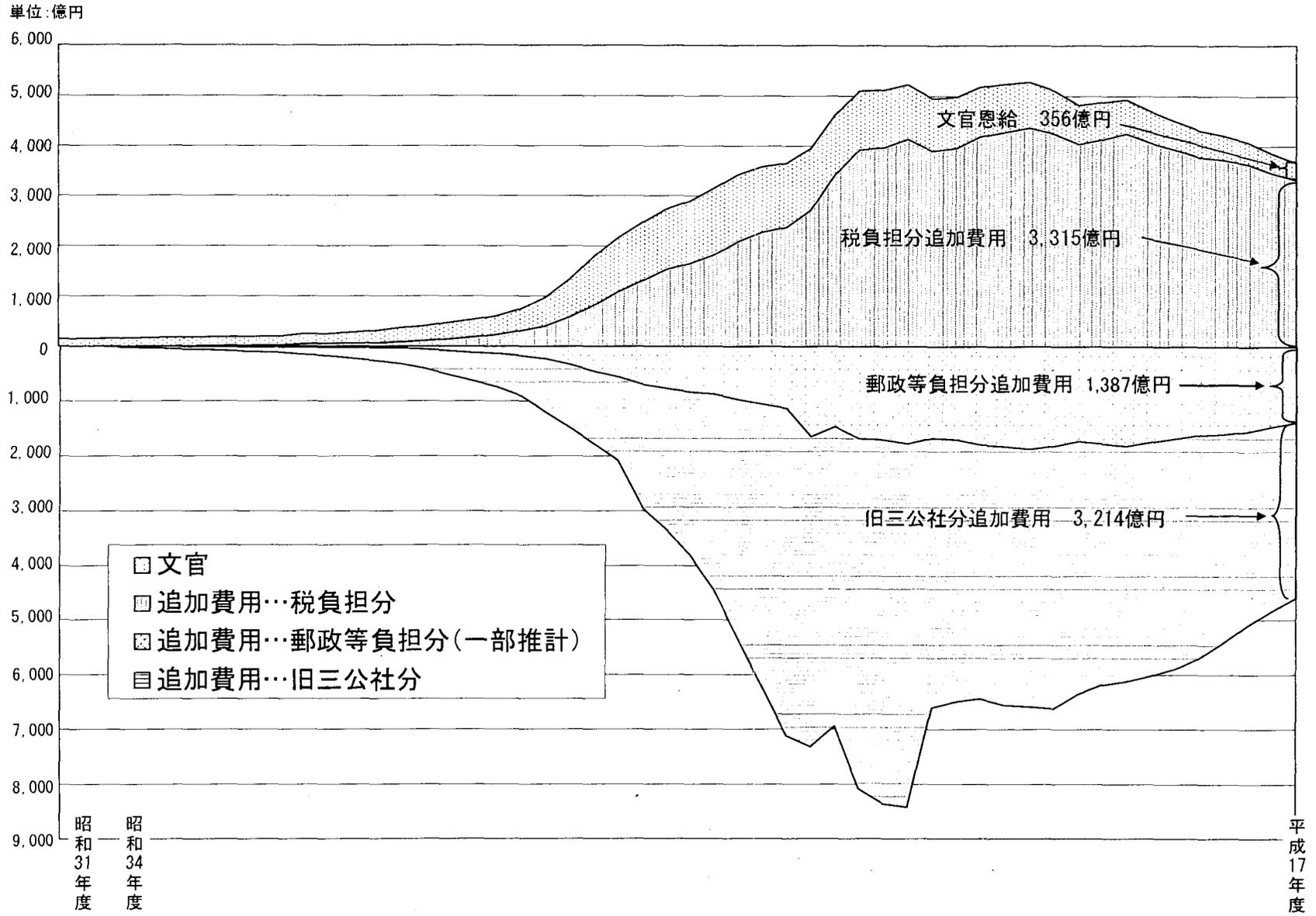


追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成17年度までは実績値、平成18年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

文官恩給(国支給)と追加費用(国共済)の推移



(注) 1. 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。
 2. 郵政等負担分は、日本郵政公社、(独)国立印刷局及び(独)造幣局が負担している。